

# 基本的考え方

## 子どもと子育て家庭を応援する社会の実現に向けての制度構築

子どもは社会の希望であり、未来をつくる力。  
 子どもの健やかな育ちは、今の社会を構成するすべての大人にとって、願いであり、喜び。  
 子どもの最善の利益を考慮し、すべての子どもたちが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されることが必要。  
 子育ての充実感をえられるなど「親としての成長」を支援。

→ 子育てについての第一義的な責任が親にあることを前提にしつつ、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に伴う家族や地域の子育て力の低下等を踏まえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを構築  
 ※東日本大震災でも、子どもと大人、被災者と支援者など、人と人の助け合い等の大切さが再確認されたところ

○急速な少子化の進行  
 ○結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状  
 ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。  
 ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。



○子ども・子育て家庭を社会全体で支援  
 子ども・子育て支援は未来への投資  
 結婚・出産・子育ての希望がかなう社会を実現  
 すべての子どもたちが尊重され、育ちを等しく保障

○子ども・子育て支援が質・量ともに不足  
 ○子育ての孤立感と負担感の増加



○すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、特別の支援が必要な子どもを含め、すべての子どもの健やかな育ちを実現  
 ○質の高い学校教育・保育の保障、地域の子育て支援の充実

・家族関係社会支出の対GDP比の低さ（日：0.79%、仏：3.00%、英：3.27%、スウェーデン：3.35%）

○深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足「小1の壁」  
 ○M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）の解消



○ワークライフバランスを推進するとともに、保育の量的拡大により、待機児童を解消し、男女が子育てと仕事を両立できる社会を実現

○子育て支援の制度・財源の縦割り  
 ○地域の実情に応じた提供対策が不十分



○成長に応じて必要となる子育て支援の制度・財源を一元化  
 ○子ども・子育て会議（仮称）の設置  
 ○潜在ニーズを含む住民ニーズを把握、計画的な提供体制の整備（市町村が責任を果たせる仕組みに）

※「学校教育」とは、学校教育法に位置づけられる小学校就学前の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置づけられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

# 子ども・子育て新システムの具体的な内容（ポイント）

## ■すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援

- すべての子ども・子育て家庭への支援  
（子どものための現金給付、地域子育て支援など）
- 幼保一体化（こども園（仮称）の創設など）
  - ・ 給付システムの一体化（こども園（仮称）の創設）
  - ・ 施設の一体化（総合施設（仮称）の創設）

⇒

- ・ 質の高い幼児期の学校教育、保育の一体的提供
- ・ 保育の量的拡大
- ・ 家庭での養育支援の充実

を達成

## ■新たな一元的システムの構築（基本制度案要綱に示された新システムのイメージ）

### ○基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

### ○社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担

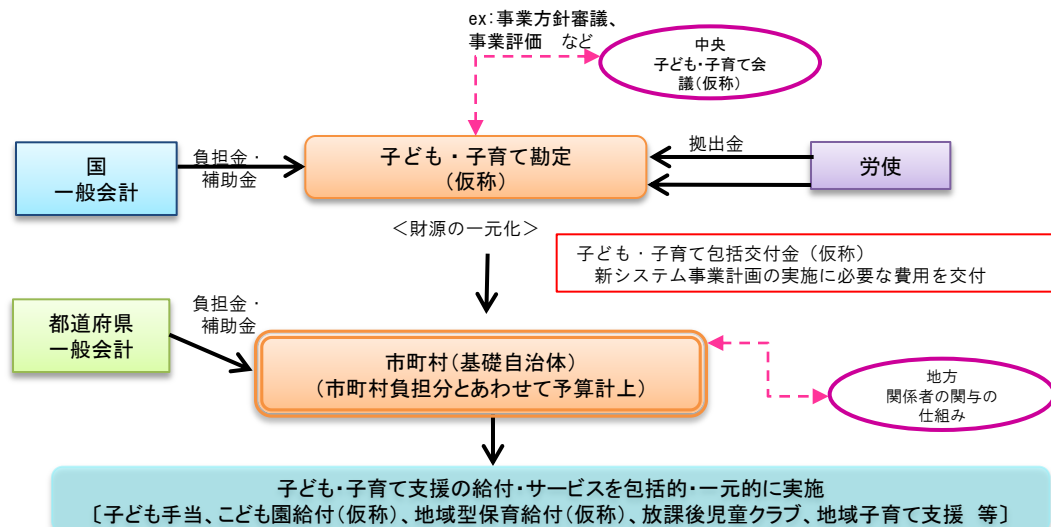
- ・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提

### ○政府の推進体制・財源を一元化

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制、財源を一元化

### ○子ども・子育て会議（仮称）の設置

- ・ 有識者、地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、関係団体、NPO等の子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みを検討



※ 基本制度案要綱（平成22年6月29日少子化社会対策会議決定）で示された新システムのイメージ。国、地方及び事業主の負担のあり方、既存の財政措置との関係など費用負担のあり方、子ども・子育て包括交付金（仮称）については、今後、更に検討。

# 給付設計の全体像

## ■ 子どものための現金給付

### ■ 地域子育て支援事業(仮称)

(※)都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施。

- ・ 地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等 (対象事業の範囲は法定)

### ■ 妊婦健診

## ■ 出産・育児に係る休業に伴う給付(仮称)

→ 将来の検討課題

### ■ こども園給付(仮称)

こども園(仮称)

: 総合施設(仮称)、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設をこども園(仮称)として指定

### ■ 地域型保育給付(仮称)

・ 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

※ こども園給付(仮称)・地域型保育給付(仮称)は、早朝・夜間・休日保育にも対応。

### ■ 延長保育事業、病児・病後児保育事業

## ■ 放課後児童クラブ

## こども園給付(仮称)及び地域型保育給付(仮称)の仕組み

### 利用者の選択に基づく給付の保障

- 給付の確実な保障＝市町村による認定
  - 市町村関与の下、利用者と事業者の間の公的契約
  - 市町村が適切な施設・事業の確実な利用を支援
  - 利用者補助方式と法定代理受領を基本とした現物給付
  - 公定価格を基本としつつ、低所得者への配慮など一定の条件の下での上乗せ徴収※
- ※当分の間、市町村及び社会福祉法人以外の者が設置する施設に限る。

### 多様な事業主体の参入による基盤の整備

- 指定事業者の仕組みの導入  
(多様な給付・事業類型ごとの基準)
- イコールフットイング
  - ・ 株式会社等に係る給付への減価償却費の算入等
- 撤退規制、情報開示等の制度化
- 客観的基準による質の確保

※市町村の独自事業の取扱いは今後検討。

# 幼保一体化の具体的な仕組みについて

## < 具体的な仕組み >

### ○ 給付システムの一体化

#### ～子ども・子育て新システムの創設～

#### ・ 地域における学校教育・保育の計画的整備

##### ～市町村新システム事業計画(仮称)の策定～

市町村は、地域における学校教育・保育の需要をはじめ、子ども・子育てに係る需要の見込み及び見込量の確保のための方策等を内容とする市町村新システム事業計画(仮称)を策定する。

#### ・ 多様な保育事業の量的拡大

##### ～指定制度の導入～

客観的基準を満たした施設及び多様な保育事業への財政措置を行うこと等により、多様な事業主体の保育事業への参入を促進し、質の確保された保育の量的拡大を図る。

#### ・ 給付の一体化及び強化

##### ～こども園給付(仮称)の創設等～

学校教育・保育に係る給付を一体化したこども園給付(仮称)を創設することにより、学校教育・保育に関する財政措置に関する二重行政の解消及び公平性の確保を図る。

### ○ 施設の一体化

#### ～総合施設(仮称)の創設～

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合施設(仮称)を創設する。

## < 効果 >

### 質の高い学校教育・保育の一体的提供

・地域における学校教育・保育の計画的整備及び総合施設(仮称)等により、質の確保された学校教育・保育が一体的に提供。

・配置基準の見直し等により、学校教育・保育の質がさらに向上。

### 保育の量的拡大

・幼稚園から総合施設(仮称)への移行により、保育が量的に拡大。

・客観的基準を満たした施設及び保育ママ等の多様な保育事業への財政措置(指定制)等により、質の確保された保育が量的に拡大。待機児童解消にも貢献。

### 家庭における養育支援の充実

・幼稚園・保育所から総合施設(仮称)への移行及び地域子育て支援事業等の推進等により、家庭における養育の支援機能が強化。

< すべての子どもの  
健やかな育ちが実現 >

< 結婚・出産・子育ての  
希望がかなう社会が実現 >

※ 「学校教育」とは、学校教育法に位置付けられる小学校就学前の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

# 新システムの実施に向けた考え方

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ基本制度WT(第14回、H23.7.6)資料1-3より抜粋

- 潜在ニーズを含む保育等の量的拡充は、最優先で実施すべき喫緊の課題。
- これと併せて、職員配置の充実など必要な事項について、子ども・子育て新システムの制度の実施のため、財源を確保しながら、実施。

## 【主な内容】

- 保育、放課後児童クラブ、地域子育て支援、社会的養護等の量的拡充 ※子ども・子育てビジョンベース
- 0～2歳児保育の体制強化による待機児童の解消
  - ・ 現在の幼稚園の0～2歳児保育への参入の促進
  - ・ 小規模保育など新たなサービス類型を創設
  - ・ 長時間の保育ニーズへの対応・延長保育の充実 等
- 質の高い学校教育・保育の実現(幼保一体化の推進)
  - ・ 3歳児を中心とした配置基準の改善
  - ・ 病児・病後児保育、休日保育の充実
  - ・ 地域支援や療育支援の充実
  - ・ 給付の一体化に伴う所要の措置 等
- 総合的な子育て支援の充実
  - ・ 子育て支援コーディネーターによる利用支援の充実 等
- 放課後児童クラブの充実
- 社会的養護の充実

(追加所要額)  
1兆円超  
(2015年)

- ※1 上記のほか、更なる質の向上のため、職員の処遇の更なる改善、長時間の保育ニーズへの更なる対応等に取り組む。
- ※2 「社会保障・税一体改革成案」(平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定)においては、税制抜本改革によって財源を措置することを前提に、2015年における子ども・子育て分野の追加所要額(公費)は0.7兆円程度(税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討)とされた。
- ※3 基本制度案要綱では「社会全体(国・地方・事業者・本人)による費用負担」と記載。新システムの施策については、給付等に応じて、税制抜本改革による財源確保を前提とし、公費を中心に負担することとし、具体的な負担の在り方については今後検討(なお、基本制度案要綱に記載された事業者拠出については、現行制度も参考に、事業者拠出の対象範囲の明確化や事業者の意見が用途等に反映等される仕組みの必要性も踏まえて、今後検討)。(P. 56参照)
- ※4 上記の追加所要額には、施設整備費は含まない。(なお、幼稚園における調理室の新設や緊急的な基盤整備(耐震化を含む)等に係る施設整備費補助については引き続き実施する。)
- ※5 指定制の導入による保育等への多様な事業者主体の参入を促進。(質を確保するための基準とあわせて質の改善を図る。)
- ※6 質の改善に直接つながる職員配置の充実、その他の職員の処遇改善等については、順次、優先順位をつけながら、実現を図る。
- ※7 職員の定着・確保を図るため、キャリアアップの仕組みと併せた処遇の仕組みを検討することが必要。その際、職員のキャリアアップに資する観点から、幅広い業務経験を可能とするための運営のあり方についても検討を進める。

(注) ここで言う「学校教育」とは、学校教育法に位置付けられる小学校就学前の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。

# 子ども・子育て新システム検討会議体制図

少子化社会対策会議

※全閣僚で構成

行政刷新会議

## 「子ども・子育て新システム検討会議」

- 【共同議長】 古川 元久 国家戦略担当大臣  
蓮 舫 内閣府特命担当大臣（少子化対策・行政刷新）
- 【構成員】 川端 達夫 総務大臣  
安住 淳 財務大臣  
中川 正春 文部科学大臣  
小宮山 洋子 厚生労働大臣  
枝野 幸男 経済産業大臣  
内閣官房副長官（政務）

## 「作業グループ」

- 【主 査】 園田 康博 内閣府大臣政務官（少子化対策）
- 【構成員】 福田 昭夫 総務大臣政務官  
吉田 泉 財務大臣政務官  
神本美恵子 文部科学大臣政務官  
藤田 一枝 厚生労働大臣政務官  
北神 圭朗 経済産業大臣政務官  
大串 博志 内閣府大臣政務官（国家戦略担当）

## 「子ども・子育て新システム検討会議事務局」

- 【事務局長】  
内閣府副大臣（少子化対策）
- 【事務局長代理】  
関係府省の局長クラスから事務局長が指名
- 【事務局次長】  
関係府省の審議官クラスから事務局長が指名
- 【事務局員】  
関係府省の職員から事務局長が指名

基本制度ワーキングチーム

幼保一体化ワーキングチーム

こども指針（仮称）ワーキングチーム



# 基本制度・幼保一体化・こども指針(仮称)ワーキングチームの設置

(平成22年9月16日子ども・子育て新システム検討会議作業グループ決定)

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ(副大臣、政務官級会合)の下に、以下の3つのワーキングチームを設置。

## 子ども・子育て新システム検討会議作業グループ

### 基本制度WT

- 子ども・子育て新システムの検討に当たって、子ども・子育て新システムの全体像や子ども・子育て会議(仮称)の運営の在り方等について、関係者と意見交換等を行う
- 「子ども・子育て会議(仮称)」への移行も視野に入れて開催
- 「幼保一体化ワーキングチーム」及び「こども指針(仮称)ワーキングチーム」における検討状況について、必要に応じて、報告を受ける

【開催実績】  
15回開催

### 幼保一体化WT

- こども園(仮称)の機能の在り方など、幼保一体化の具体的な仕組みを専門的に検討する
- 本ワーキングチームにおける検討状況については、必要に応じて、「基本制度ワーキングチーム」に報告する

【開催実績】  
9回開催

### こども指針(仮称)WT

- 専門的検討が必要であり、また期間を要する「こども指針(仮称)」について、先行して議論を開始する
- 本ワーキングチームにおける検討状況については、必要に応じて、「基本制度ワーキングチーム」に報告する

【開催実績】  
6回開催